



令和2年（2020年）8月25日

下関市長 前田 晋太郎 様

下関市環境審議会

会長 荒井 修亮



（仮称）室津吉母風力発電事業に係る計画段階環境配慮書について（答申）

令和2年（2020年）7月16日付下環政第1444号で諮問のありました、「（仮称）室津吉母風力発電事業に係る計画段階環境配慮書について」につきまして、環境に及ぼす影響に配慮された事業となるよう、委員それぞれの経験や考えに基づき審議いたしました。

市長におかれましては、別紙事項を参考に山口県知事に意見書を提出されるよう答申いたします。

別紙

1 全般について

- (1) 本計画段階環境配慮書（以下「配慮書」という。）においては、風力発電設備やアクセス道路等についての配置や工事計画の記述が不十分で、計画熟度の低い箇所がみられる。環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）以降の手続きでは、その点を鑑み、風力発電設備や取り付け道路及びアクセス道路等の配置や工事計画の詳細を適切に記載すること。
- (2) アクセス道路の拡幅による周辺環境への影響及び土地の改変等による土砂災害発生の危険性の増大とともに、工事車両等による砂塵の巻き上げや、泥の跳ね上げ等による動植物及び生態系への影響を回避・低減するよう検討すること。
- (3) 事業実施想定区域周辺には多数の住居等が存在することから、周辺住民に事業内容及び環境に与える影響について丁寧に説明を行うこと。

2 騒音について

- (1) 事業実施想定区域周辺には多数の住居等が存在し、騒音及び超低周波音の影響が懸念されるため、風力発電設備からの騒音及び超低周波音について、回折・地形・音源の高さ・風車の大型化に伴う音源の特性についても考慮の上、騒音及び超低周波音による影響を回避・低減するよう、風力発電設備の配置や機種等を検討すること。

3 動物・植物・生態系について

- (1) 本配慮書においては海域における地形改変を行わないことから海域に生息する動物及び海域に生育する植物に影響がないことが明らかであるとしているが、工事の実施による影響も考えられるため、方法書以降の手続きにおいて、海域に生息する動物及び海域に生育する植物についての影響の評価の要否について検討すること。

また、事業実施想定区域内の河川についても改変を行わないため生育する水生生物に影響はないとしているが、事業実施想定区域内及び周辺の河川に生息する水生生物についても同様に影響の評価の要否について検討すること。

- (2) 事業実施想定区域周辺に生息及び生育する動植物について、シカ・イノシシ等も含め現地調査を適切に行うとともに、バードストライク、バットストライクに十分に留意の上、動植物への影響を回避・低減するよう、風力設備の配置や工事計画を検討すること。

4 景観について

- (1) 景観について主な眺望景観だけでなく、囲繞景観も含め、より多くの地点について適切な評価を行い、風力発電設備の配置等について検討すること。

5 その他

- (1) 方法書以降の手続きにおいて、本事業や、隣接する風力発電事業の具体的な計画内容が明らかになった段階で、累積的影響の評価の要否について検討すること。